北広島町地域福祉計画

【概要版】

心身ともに健やかで安心して暮らせるまち

～地域ぐるみで取り組む　人にやさしいまちづくり～

「地域福祉」とは…

「地域福祉」とは、私たち一人ひとりが地域社会の中で、自分らしく安心して暮らせるよう、地域住民や社会福祉関係者をはじめとした、地域社会を構成する個人や団体がお互いに協力し合い、地域全体で課題を解決するための仕組みを作り、取り組みを進めることです。

■地域福祉計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第4条に規定する、地域福祉を推進するために同法第 107 条の規定に基づき市町村が策定する計画です。

北広島町においては、上位計画である北広島町長期総合計画がめざす、まちの将来像や基本理念の達成に向けた“福祉からのまちづくり計画”と位置づけています。そのため、福祉に関する個別計画（高齢者、子ども、障害者などに関する計画）に関して、『共通して取り組む事項』を示し、福祉関連の個別計画を包括する上位計画と位置づけます。

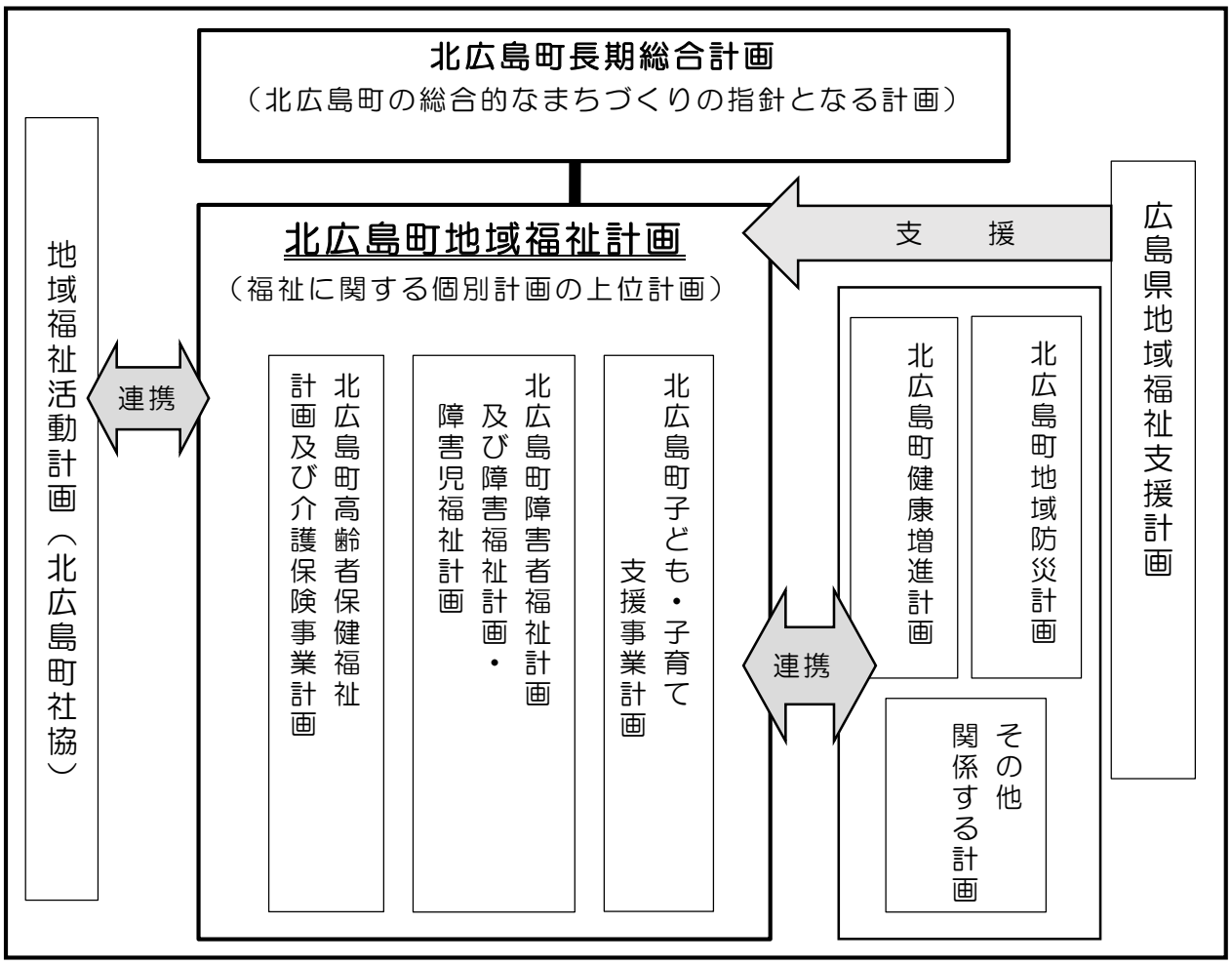

■計画期間

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
「北広島町地域福祉計画」					→ 次期計画

■計画の基本理念･基本目標と取り組みの体系

基本理念･基本目標に基づく将来的に目指す姿を成果目標として整理しました。

基本理念	基本目標	成果目標
心身ともに健やかで安心して暮らせるまち ～地域ぐるみで取り組む　人にやさしいまちづくり	①住民参加による支え合い・助け合いの仕組みづくり	・隣近所と円満に近所づき合いができている ・地域組織に参加している ・いざというとき、助け合うことができる ・得意分野を地域のために活かせる場がある ・地域の企業や団体が地域活性化に取り組んでいる
	②支え合いのこころを育てるひとづくり	・子どもたちが地域に関心を持っている ・世代間交流が盛んである ・地域のリーダー的存在が世代交代できている ・様々な機会にボランティアが活躍できている
	③必要な支援を提供するシステムづくり	・包括的な支援体制が構築されている ・権利擁護・成年後見制度促進に関する体制整備が整っている ・生活困窮の解決に対応できる体制ができている

基本目標①:住民参加による支え合い･助け合いの仕組みづくり

最も身近な地域の住民同士が、できることを手助けしたり、お互いに協力できるよう、つながり、支え合える仕組みづくりを福祉の視点から働きかけます。

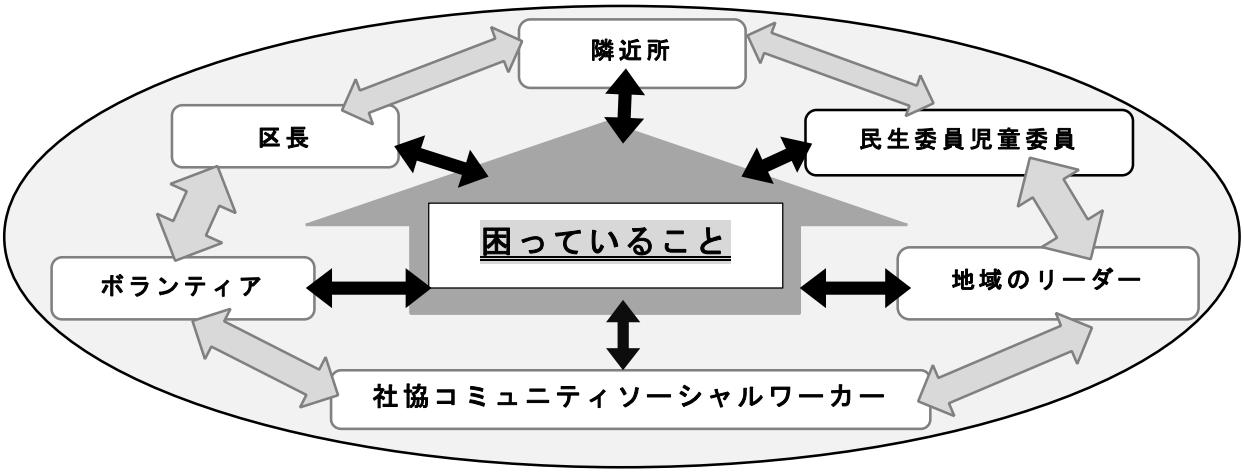

基本目標②:支え合いのこころを育てるひとづくり

人づくりのための事業を実施、地域の皆さんには、積極的な参加、参画を促します。

- 児童生徒と高齢者の交流事業（世代間交流事業）
- 児童が地域を知り、愛着を持てる事業（ふるさと夢プロジェクト）
- 児童生徒と地域の交流事業（コミュニティ・スクール）
- 地域づくりに取り組むひとづくり事業（きたひろ学び塾事業）
- 地域の魅力発信、参加者交流事業（生涯学習活動、生涯学習講座など）

基本目標③:必要な支援を提供するシステムづくり
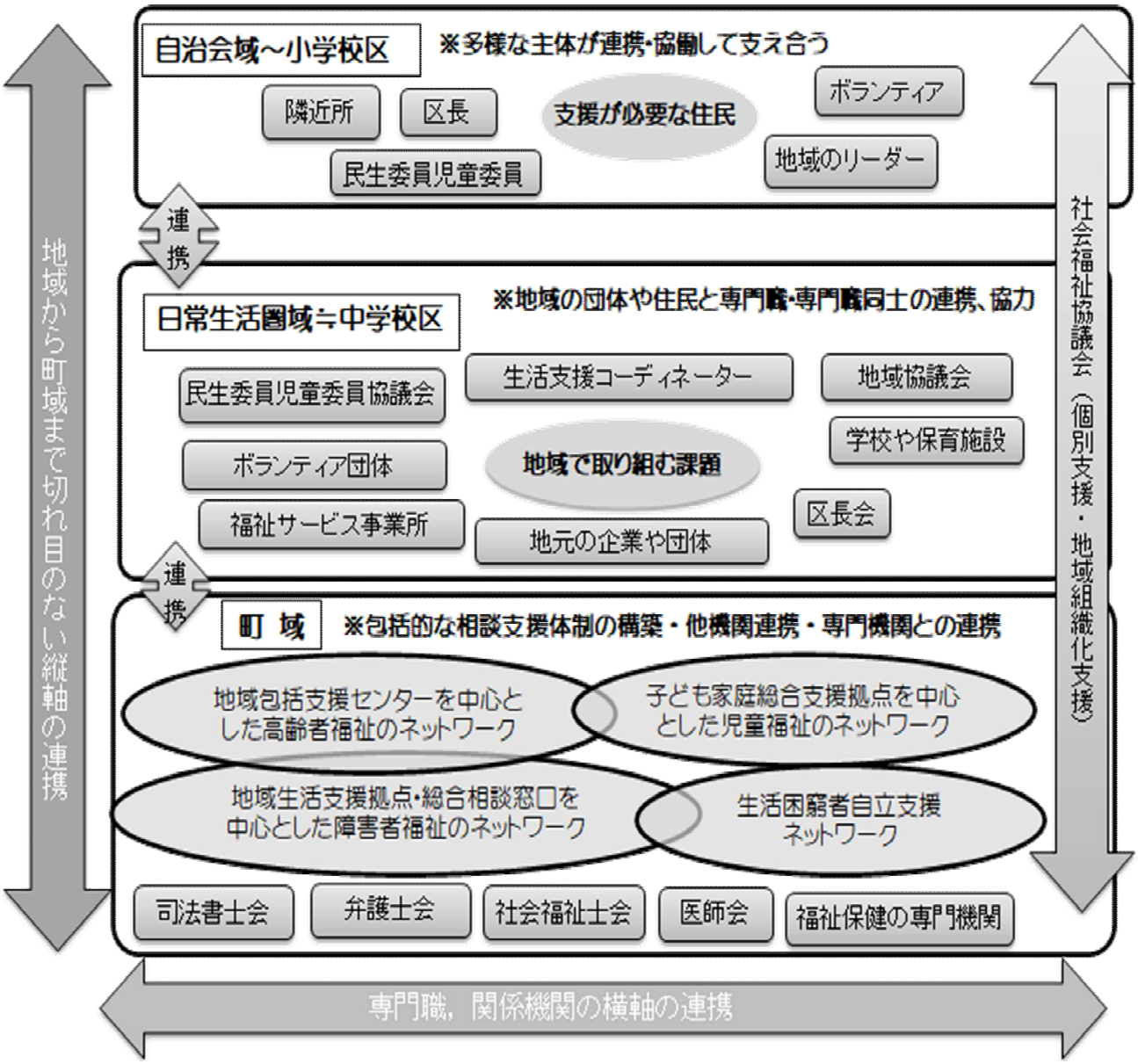
身近な地域から町全域まで、参加しやすく協力し合えるシステムを構築します。